

さくら・さくら

ニュースレター

深沢・桜新町 さくら フォーラム

〒158-0081 東京都世田谷区深沢8-19-6
フェリックス気付

No.17 2014年10月

深沢・桜新町さくらフォーラムは、地域の風景づくりの啓発活動に取り組む市民団体です。

2面:みどりを守り育てる制度 3面:深沢高等学校のボランティア活動ほか 4面:室町住宅地訪問記ほか

<http://sakura-forum.jimdo.com/>

ことしは、深沢・桜新町開発 101 周年です。

今号では、4年前の第4号に引き続き、「みどり」についてのお話を中心にお届けします。

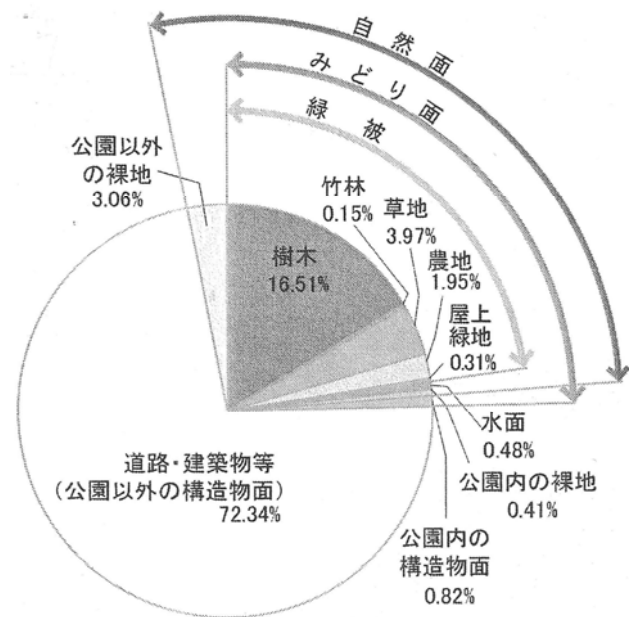
「世田谷みどり33」をご存じですか？

世田谷区は、区制100周年(2032年)に区の面積の1/3をみどりにする(みどり率33%を実現する)「世田谷みどり33」の達成をめざしています。

以前は、緑被率として、緑被(樹木・竹林、草地、農地及び屋上緑地を航空写真から判読)が地表面を覆う割合を尺度にしてきましたが、2001年調査からは、みどり率として、みどり面(緑被+公園区域+水面)が地表面を覆う割合も尺度にしています。

公園の中の建物や舗装面もみどり面に含まれます。

地元の緑被率、みどり率はどうなっているのでしょうか？データが得られる深沢8丁目について区全域と合わせて3面でお知らせします。



世田谷区全域におけるみどり面等の内訳
(「世田谷の土地利用2011」(平成25.5月)から)

深沢・桜新町でみかけた、美しく心なごむ「みどり」2題



ふつうは、アスファルトで埋められている道路と塀の間の小さいスペースに草花をあしらっています。



美しい門から左側に続く生垣は、さらに伸びて曲がり角を越えて連なっています。

室町住宅地訪問記(大阪府池田市) – 日本初の郊外分譲住宅地といわれています –

1910(明43)年に箕面有馬電気軌道(現阪急電鉄)により開発された日本初の郊外分譲住宅地—室町住宅地を訪問しました。室町町会の理事長はじめ町会の役員の方にお目にかかりお話をうかがただけでなく、町の歴史の冊子を数冊いただきました。

室町住宅地は、小林一三が手掛けた住宅地で、一三の自邸は池田記念館になっており、池田文庫には多くの資料が残されています。

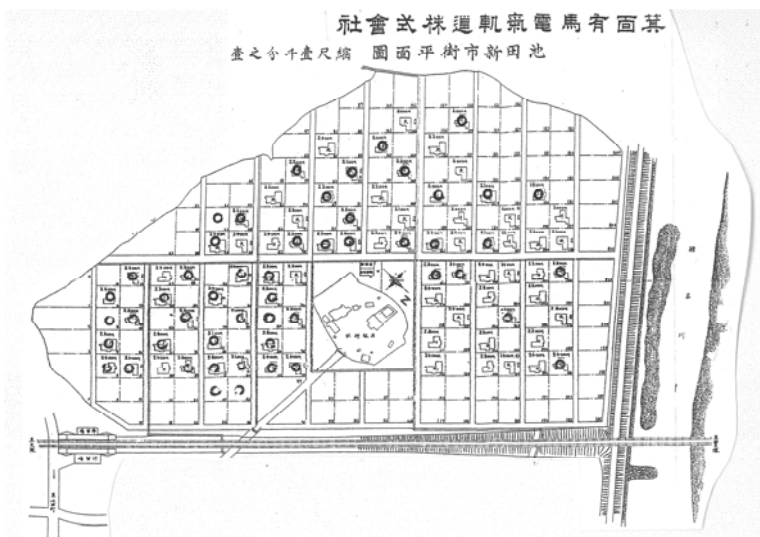
「2万7千坪、200戸の街づくりは、交通に便利、良好な自然環境、文化的社会的な施設整備など、当時としては画期的なものである。当時、各戸毎に電灯と水道を配置した理想的近代住宅として開発された。一世紀経った今も当時の風情を残している。」(大阪府のHPより)

新町住宅地とは、敷地規模が決まっていたこと、建売分譲で、住宅には4つの基本形があったことなどが違うようですが、共通点も多いようです。新町住宅地の開発に際して参考にされたこともあったのではないかと、調べてみたいと思いました。

平成17年5月に「住民憲章」を制定し、まちづくりに努めています。(稲垣道子)



残り少い昔を偲ばせる建物の例



出典:「室町の沿革」社団法人室町会

深沢・桜新町さくらフォーラムから

- 100年の歴史を紹介する冊子を作成中です。
- まちの様子を知ることができる写真、桜並木の美しい写真をご提供いただける方、お話を聞かせただけの方は、お知らせください。

○本号の編集担当から

(稲垣道子)

- ・ニュースレター第4号で「みどり」の特集をして4年経ちました。今号では、前号に引き続き区の「みどり33」についてご紹介し、さらに「みどりを守り育てる」ための制度や実際に取り組まれている事例をご紹介します。
- ・深沢高等学校の生徒さんが呑川親水公園の清掃をされていることを知りました。

○会員募集中

- ・世田谷区の地域風景資産に選定された「旧・新町住宅地の桜並木」と「呑川親水公園」を核にした風景づくりの啓発活動に取り組むことを主な目的とする市民団体です。
- ・この地域の景観・環境・みどりなどについて、関心のおありの方は、ぜひ、ご参加ください。お問い合わせ、ご参加申し込みは、下記の発行元(稲垣まで)をお願いします。

発行元: 深沢・桜新町さくらフォーラム <http://sakura-forum.jimdo.com/>

〒158-0081 世田谷区深沢 8-19-6 フェリックス気付 電話 03(3702)3274 FAX 03(3702)3219

みどりを守り、育てるための制度は、いろいろあります。(区によるものを中心に)

深沢・桜新町で使われている制度、見えそうな制度と義務となっている制度を簡単に紹介します。

●土地の提供・公開についての制度

制度	対象面積	主な条件	所有者のメリット
市民緑地*、*1	300㎡以上	常時公開、公道に接している 5年以上の維持管理契約締結	固定資産税・都市計画税の100%減免(20年以上契約の場合は、相続税評価20%減)、維持管理不要
公園緑地等の寄附の受入*2	面積基準なし	公道や既存の公園緑地に接していることほか	公園名の一部に寄附者の名前を入れられる 寄附経緯等を記した案内板を設置できる
小さな森*1	50㎡以上	3年間契約(更新可)、公開あり	庭づくりのアドバイスを受けられる。地域の交流

* 地元にはウレシパモシリ市民緑地(1,157㎡、桜新町2-16)があります。都市緑地法に基づく制度です。
○このほか、みどりの基本条例に基づく特別保護区の制度があり、全区で4か所指定されています。地元には深沢8丁目無原罪特別保護区(3,000㎡、深沢8-13)があり、春・秋に日を決めて公開されています*1。(公開日：下記参照)

●樹木保全についての制度 *3、保存樹木の管理については*6

制度	対象	手続	区が行うこと・支援内容
保存樹木	中高木の場合は、地上1.5mの幹周りが1.2m以上で樹形が優れているもの(低木、つる、並木については別途)	事前相談→現地調査 →所有者が同意書提出→告示	枯れ枝等の除去(原則3年に1回)、事故防止の緊急の手入れ、相談や樹勢診断、標識板設置
名木百選	1986(昭61)年に100種	148本選定	「世田谷名木百選」**に掲載
樹木の伐採届	地上1.5mの幹周り80cm以上又は	伐採届の提出をお願い(みどりの基本条例に基づく)	
樹木の移植助成	高さ10m以上の樹木	所有者が申請	移植経費の1/2助成(限度あり)

**「世田谷名木百選」(平26.3月)：所有者から掲載の了解を得た名木のマップ
地元ではプラタナス群(深沢7-23)が挙げられていますが、現地を見ると所在地は7-22のようです。

●緑化義務についての決まり *5、*3

みどりの計画書届出	敷地面積150㎡以上の場合、届出が義務。
緑化地域制度	敷地面積300㎡以上の場合、緑化基準を守らないと建築確認が下りない。
緑化基準	150㎡以上250㎡未満では中木の本数、250㎡以上では建ぺい率と敷地面積に応じた緑化率、樹木の本数基準及び接道部の緑化基準が定められている。

●新たな緑化する場合の区による助成制度 *3

制度	助成額	備考
生垣造成/花壇造成 シンボルツリーの植栽	限度額それぞれ250,000円	いずれも新設時の助成 維持管理に対する助成なし
屋上緑化・壁面緑化	助成対象経費の1/2を限度とし、かつ500,000円まで	
事業用駐車場等の緑化	限度額500,000円	

●(一財)世田谷トラストまちづくりが進める「花とみどりのまちづくり支援制度」*1

3軒からはじまるガーデニング	道路に面した3軒以上(隣接など)の民有地で協定を結んだ場合、専門アドバイザー派遣及び各戸に緑化資材購入費等の一部(80%まで)を2年間助成。限度額：1戸当たり32,000円(1年目)、8,000円(2年目)
花とみどりの園芸相談	フラワーランド(瀬田農業公園)(瀬田5-30-1) 電話(3707)7881 相談も受付。 訪問の際は、要事前連絡

●湧水の保全・地下水の涵養に対する区による助成制度 制度については*3、助成については*4

雨水浸透施設設置	雨水を下水に流さないで、土に浸透させるためのますやトレンチの設置に対する助成。既存建物に設置する場合も助成対象。全区が助成対象。深沢8丁目全域と深沢7丁目の一部は、無原罪特別保護区湧水地涵養域(湧水保全重点地区)に指定され、助成条件が優遇されている。
雨水タンク設置	雨水を下水に流さないで、溜めるためのタンクの設置(購入費及び設置費)に対する助成

○このほか緑地協定の制度がありますが、割愛します。

●まず、以下にお問い合わせ、ご相談ください。

- *1 (一財)世田谷トラストまちづくり トラストまちづくり課
- *2 区みどりのみず政策部 みどり政策課 公園緑地事業担当
- *3 区みどりのみず政策部 みどり政策課 崖線・湧水保全担当
- *4 区土木事業担当部 土木計画課 河川・雨水担当
- *5 総合支所街づくり課
- *6 区みどりのみず政策部公園緑地課 各公園管理事務所 2

これからの無原罪特別保護区公開日
11月29日(土)、30日(日)
12月6日(土)、7日(日)
10時～16時、入場無料

東京都立深沢高等学校生のボランティア活動

深沢高等学校 副校長小林正人

本校野球部は、平成 20 年以來、呑川を含めて本校周辺の清掃活動を日曜日に行っています。野球部以外にも硬式テニス男女が定期的に平日の朝、週 2 回、男子バレーボール、女子バスケットボール部が不定期に学校周辺の清掃活動を行っています。

部活動全体としては 3 年ほど前から 1 月始業式後に桜新町駅周辺から本校までの通学路を中心に清掃活動を実施、本年 1 月 8 日には約 200 名の生徒が参加しました。その他桜新町親和会、世田谷区深沢まちづくりセンターと協力して古布回収等にも参加しています。

今年の 2 月大雪時の雪かきは、当日から女子バスケット部が行い、翌日からは多くの生徒が参加し、近隣の方々にはそれなりの貢献ができていたと思います。こうしたことはその時々実施しています。

このような活動する本校生徒を見かけましたら一言お声をかけをお願いします。さわやかに挨拶をする生徒たちです。

今後ともよろしくお願いします。



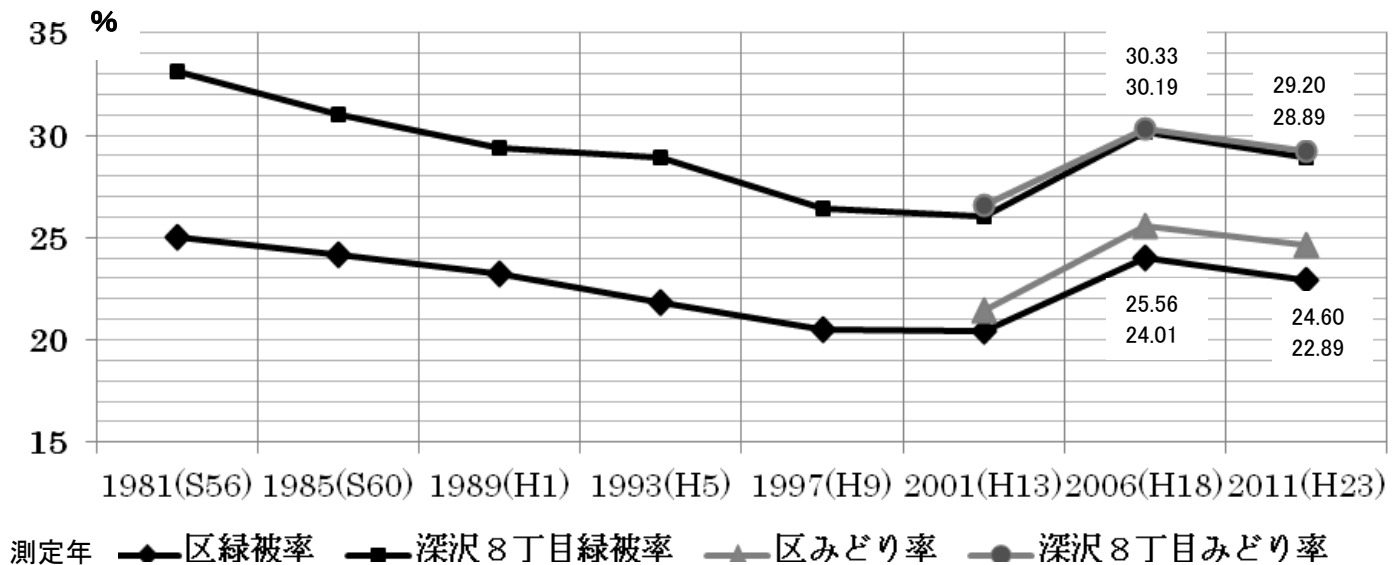
野球部↑ 女子バスケット部↓



(深沢高等学校副校長の小林先生にお願いしてご寄稿いただきました。厚くお礼を申し上げます。)

区全域と深沢8丁目の緑被率・みどり率の変遷(世田谷区の資料による)

1面から続く



上図で、2001年から2006年にかけての上昇は算定方法の変更によるとのこと。

深沢の杜緑地、無原罪特別保護区、さらに桜並木や銀杏並木もある深沢8丁目ですら「みどり33」は達成できていません。

2006年から2011年の5年間に区全域、深沢8丁目共に緑は減りました。

深沢8丁目の緑被率は1.3ポイント、みどり率は1.13ポイントの減少です。

面積では、緑被が1,735㎡、みどり面が1,503㎡減少しました。

緑被は1年につき347㎡減ったこととなります。なお、深沢8丁目の面積は、13.30haとされています。